

語彙の定義

(1) 「コンテンツ等」

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に掲げるもののほか、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

(2) 「中小企業者」

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人をいう。

(3) 「道内中小企業者」

北海道内に本社を有する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者を除く。

(4) 「会社」

株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

(5) 「士業法人」

監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

(6) 「企業グループ」

次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 2 以上の中小企業者等により構成されるグループであって、事業の実施に関する協定を締結している、又は、運営規約に基づく事務処理体制が確立している等、グループの存続性から財団が実施主体として認めるものであり、且つ、中核的役割を担う代表企業及び総構成員の 3 分の 2 以上が道内中小企業者に該当するもの。
- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組員の 3 分の 2 以上が道内中小企業者に該当するもの。

(7) 「市内クリエイター等」

札幌市内に本社を有するコンテンツ等の事業を営む中小企業者をいう。

(8) 「その他の法人」

北海道市内に本社を有する、医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人をいう。